

第99回

公開講座

生活支援機器の進化と実践に関する問題点

・日 時・ 2019年10月25日（金）13：00～14：30

・場 所・ 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

・講 師・ 倉田 純一（システム理工学部准教授）

QOL（生活の質）を向上させるため、多くの生活支援機器が開発されています。筆者たちも、福祉機器に関する展示会へ毎年研究成果を出展して、多くの利用者の方のご意見を拝聴して改良を積み重ねています。同様に、新しい福祉機器が開発されて展示会へ出展されていますが、なかなか利用者に認知されずに消えていくものも少なくありません。

機器の開発コンセプトには多くの賛同が得られているのに、実際には利用者の手元に届かないものが多くあります。一方で、利用者が進んで購入するような機器もあります。その違いは何処にあるのでしょうか？性能でしょうか？デザインでしょうか？価格でしょうか？

障がい者が生活支援機器を購入する場合にも、介護保険の利用が推奨される場合があり、以前より汎用品の使用を求められることが多くなりました。それらの機器は、介護保険が適用されることが明確に分かるカタログなどに掲載されており、そのカタログが主な情報源となっています。このような情報源に取り上げられた機器は選択肢となり、取り上げられない機器は利用者の目に触れることなく淘汰されていくことがあります。すなわち、介護保険の適用機器か否かが、機器の存続に大きく影響していると言わざるを得ません。

また、電動車いすの新たな利用法の一部として、自動車などでも話題になっている自動運転が実用化へ向けて実証実験の段階にあります。利用者が登場している場合には道路交通法上「歩行者」ですが、無人運転をしている場合にはどのような扱いになるか明確ではありません。「自転車と同等なのか自動車なのか」、「歩道を走るべきか車道なのか」など、現在の法制度でははっきりとした答えを導くことができません。さらに、電動車いすの最高走行速度は国によってまちまちで、欧州では原動機付き自転車並みの速度が出る物さえあります。来年のオリンピック東京大会に障がい者が電動車いすで来日した際、混乱が起きることも懸念されます。

このような制度と生活支援機器との不整合について問題提起をし、どのようにすれば利用者が希望するものを的確に入手でき、安全に使用できるようになるかを考えていきたいと思います。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、10月16日(水)までに人権問題研究室へご連絡ください。

主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>